

委員の公募について

附属機関等の名称	成田市地域包括支援センター等運営協議会（根拠：成田市地域包括支援センター等運営協議会設置規則）
附属機関等の所掌事務	次に掲げる事項について、意見する。 (1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関すること。 (2) センターの運営に関すること。 (3) センターの職員の確保に関すること。 (4) 介護保険法（以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。 (5) 地域密着型サービス事業等の人員，設備及び運営の基準に関すること。 (6) 法第42条の2第2項に規定する地域密着型介護サービス費の額及び法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額に関すること。 (7) 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか，協議会の設置の目的を達成するため，市長が必要と認める事項
募集人数	1人
応募資格	介護保険の被保険者のうち2023年4月1日現在で75歳未満の市内在住の人（他の審議会などの委員に委嘱されている人，議員及び市の常勤職員を除く。）。 ※本運営協議会の性質上，市内の地域包括支援センター及び地域密着型サービス施設の関係者は，対象外とします。
任期	2023年4月1日から2年間（予定）
会議の開催予定	年2回程度（予定）
募集期間	2023年3月3日（金）まで
応募方法	「成田市地域包括支援センター等運営協議会委員応募申込書（様式1）」に必要事項を書いて，「地域共生社会に向けた地域包括支援センターの役割について」をテーマとした作文（800字程度）と併せて直接・郵送・Eメールで3月3日（金）（必着）までに介護保険課へ提

	出してください。作文の様式は問いませんが、成田市ホームページからダウンロードすることもできます。
選考方法	書類選考を行います。結果については、選考後速やかに応募者全員に通知します。
問合せ及び提出先	成田市福祉部介護保険課 〒286-8585 成田市花崎町760番地 電話 0476-20-1545 Eメール kaigo@city.narita.chiba.jp
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提出いただいた申込書等は、返却しません。 ・申込書等に記載された個人情報は、公募委員の選考以外の目的には使用しません。また、成田市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。 ・本運営協議会の会議は、原則公開されますので、委員としての意見等は公表されます。 ・会議に出席された場合には、予算に基づき謝礼をお支払します。